

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、宮若市（以下「発注者」と称する。）「令和8年度 宮若市道路橋梁定期点検業務委託」（以下「本業務」と称する。）に適用するものとし、受託者（以下「受注者」と称する。）が遵守すべき事項を定めるものである。

### 第2条 総則

- 1) 本業務は、請負契約書、設計図書、その他関連基準書並びに本特記仕様書に基づいて実施する。尚、業務に際して使用する基準書等は業務計画書に明記し監督員の承諾を得ること。
- 2) 本特記仕様書等に明記なき事項並びに本業務に関して疑義が生じた場合は、監督員と協議の上その指示に従うこと。
- 3) 本業務に関し知り得た知識は第三者に漏らしてはならない。また、委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし書面により委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 4) 本業務委託時に本市の提供した資料は、業務完了後に提出書類とともに返還すること。

### 第3条 業務目的

本業務は、宮若市が管理する橋梁のうちの31橋について、安全で円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害の防止及び効率的な橋梁の維持管理などを行うために必要な情報を得ることを目的に実施する。近接目視による橋梁点検を実施し、橋梁の損傷状況の把握、対策区分の判定、健全性の診断、点検結果の記録を行うものである。

### 第4条 管理技術者及び照査技術者

本業務を履行する上で、管理技術者及び照査技術者は、橋梁点検、調査及び設計に関する実務経験と十分な知識を有し、「コンクリート診断士」及び下記に定める資格のいずれかを満たす者とする。

- 1) 技術士（総合技術監理部門「建設－鋼構造及びコンクリート」）
- 2) 技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」）
- 3) 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級）

同種・類似業務の実績経験があるもの、管理技術者は照査技術者を兼務することができない。ただし、専任で有る必要はない。

### 第5条 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、「発注者」「受注者」協議をその都度行い、「発注者」の指示に従うものとする。

### 第6条 提出書類

「受注者」は、契約締結後速やかに下記の書類を「発注者」に提出し、「発注者」の承認を受けた後、本業務に着手するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- 1) 業務計画書
- 2) 着手届
- 3) 業務工程表
- 4) 管理・照査技術者届及び業務経歴書
- 5) その他「発注者」が必要と認める書類

### 第7条 業務工程管理

「受注者」は、業務工程表に基づき適正な工程管理等を行うものとする。

### 第8条 損害賠償

「受注者」は、本業務によって生じた諸事故、賠償等に対しては、その責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、「受注者」の責任において、その一切を処理するものとする。

### 第10条 検査

「受注者」は、業務完了に先立ち、「発注者」所定の手続きを経てその完了検査を受けるものとし、その検査合格をもって完了とし、成果品の引渡しを行うものとする。

## 第11条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和〇年〇〇月〇〇日までとする。

## 第12条 成果品の帰属

本業務による成果品の著作権は「発注者」に帰属するものとする。

## 第13条 資料の貸与

本業務の実施にあたり、下記の資料を「発注者」は「受注者」に貸与するものとする。尚、「受注者」は、貸与された資料等の取り扱いおよび保管を慎重に行い、業務上必要であっても「発注者」の承諾なくして複製してはならない。「受注者」は、業務完了後、速やかに「発注者」へ返納するものとする。また、「受注者」は貸与された資料に破損ならびに滅失、盗難等のないように慎重に取り扱わなければならない。

- 1) 前回橋梁点検業務 報告書
- 2) 橋梁台帳
- 3) 道路台帳
- 4) その他

## 第2章 細 則

### 第14条 業務内容

#### (1) 対象橋梁

本業務で橋梁点検を行う対象橋梁は別表の通りとする。

#### (2) 計画準備

本業務に関する契約図書に基づいて本業務の内容を十分に把握した上で、業務計画を立案・作成する。また、橋梁台帳等の関係資料及び前回橋梁点検結果等を整理し現地踏査結果を踏まえて、橋梁点検方法や点検実施体制・実施工程などをまとめた実施計画書を立案・作成する。

#### (3) 定期点検

対象橋梁に対して現地踏査を実施し、橋梁の損傷状況を確認するとともに、周辺環境、交通状況、点検作業時に支障となる物件の有無を把握した上で、橋梁点検方法の確認を行う。

橋梁点検に必要な関係機関との協議について協議用資料の作成及び必要な資料の収集を行った上で、関係機関への諸手続きを行う。

梯子、橋梁点検車、高所作業車等を使用して橋梁を近接目視するとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。

緊急対応が必要と判断される損傷が確認された場合は、速やかに「発注者」に報告する。

点検結果は点検調書に取りまとめる。新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行う。

#### (4) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等を報告書として取りまとめる。また、点検結果の概要が分かるように橋梁点検結果一覧表を作成する。

#### (5) 打合せ協議

本業務の協議は、原則として以下の通りとする。尚、業務着手時及び成果品納入時は、管理技術者が立ち会うものとする。

- ・業務着手時
- ・中間時 1回
- ・成果品納入時
- ・その他監督職員が必要と認めた時

### 第15条 成果品

本業務の成果品は以下の通りとする。

- |                  |    |    |
|------------------|----|----|
| ① 報告書            | 2部 |    |
| ② 電子データ          | 2部 |    |
| ③ その他監督職員の指示するもの | 2部 | 以上 |

